

後期高齢者医療制度の軽減判定と軽減特例が改定されます

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。この保険料は、世帯の所得水準等に応じて軽減されますが、制度の持続性を高め、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成29年度保険料より次のとおり見直されました。

均等割保険料の軽減対象の見直しがあります。

均等割保険料の5割軽減・2割軽減について、軽減対象が拡大となり軽減判定所得基準額が引き上げられました。

軽減割合と判定所得基準表（均等割）

世帯主及びすべての被保険者の総所得金額等の合計	≤	33万円 + 被保険者数 × 49万円 ※改正前 33万円 + 被保険者数 × 48万円	2割軽減 【改正】
世帯主及びすべての被保険者の総所得金額等の合計	≤	33万円 + 被保険者数 × 27万円 ※改正前 33万円 + 被保険者数 × 26.5万円	5割軽減 【改正】
世帯主及びすべての被保険者の総所得金額等の合計	≤	33万円	8.5割軽減
均等割8.5割軽減を受ける世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他各種所得がない場合			9割軽減

保険料の軽減特例の見直しがあります。

低・中所得者及び資格取得日前日まで社会保険等の被扶養者だった方への負担軽減を目的として特例的に実施されていた保険料軽減について、軽減割合が引き下げられました。

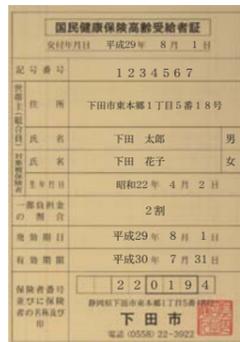
均等割保険料

	軽減の割合		
	旧	新	
	～平成28年度	平成29年度	平成30年度～
資格取得日前日に社会保険等の被用者保険（いわゆるサラリーマンの健康保険）の被扶養者だった人	9割	7割	5割 ※平成31年度からは、資格取得から2年を経過するまでの間に限る。

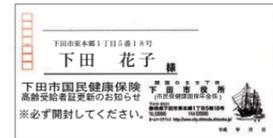
所得割保険料

	軽減の割合		
	旧	新	
	～平成28年度	平成29年度	平成30年度～
前年の基礎控除後の総所得金額等が58万円以下（年金収入のみ場合は、153万円超え211万円以下）	5割	2割	廃止

8月1日から 国保高齢受給者証と後期高齢者保険証が切り替わります



新しい証は **クリーム色** です。
7月下旬に **灰色の封筒** で郵送します。



高齢受給者証は70歳の誕生日の翌月（1日生まれの方は誕生月）から交付されます。これから70歳になる方には、誕生月の下旬に随時高齢受給者証を郵送します。



新しい証は **藤色** です。
7月下旬に **黄色の封筒** で郵送します。



これから75歳になる方には誕生月の前月の下旬に後期高齢者保険証を郵送します。

※有効期限の過ぎた古い証は、細かく裁断し破棄してください。

みんなで支える、みんなで助け合う

国民健康保険 後期高齢者医療制度



問合せ先 市民保健課国保年金係（窓口③） ☎ 22 3 9 2 2

国民健康保険税の軽減判定が改定されました

国民健康保険税は、加入者のみなさまに納めていただいている保険税と国・県・市などからの負担金等でまかなわれています。今回、所得の少ない方に、より配慮した負担軽減のための改定を行います。加入者のみなさまにはご理解とご協力をお願いいたします。

軽減割合と判定所得基準表

国保加入者全員分の総所得の合計	≤	33万円 + 被保険者数 × 49万円 ※改正前 33万円 + 被保険者数 × 48万円	2割軽減 【改正】
国保加入者全員分の総所得の合計	≤	33万円 + 被保険者数 × 27万円 ※改正前 33万円 + 被保険者数 × 26.5万円	5割軽減 【改正】
国保加入者全員分の総所得の合計	≤	33万円	7割軽減

※基準額が上がり対象基準額の幅が広がりました。
※後期高齢者医療制度に移行した方（旧国保被保険者）がいる場合、移行後の5年間は世帯構成や収入が変わらなければ同じ軽減割合となるように、後期高齢者医療制度に移行した方も含めて軽減の判定をします。

均等割額・平等割額の軽減制度における軽減対象となる世帯の範囲が拡大されます。

国保加入者全員の所得（国保に加入していない世帯主＝擬制世帯主の所得も含みます）の合計が一定基準以下の世帯については、国保税の「均等割額」と「平等割額」を減額する軽減措置があります（2割・5割・7割軽減）。今回、2割・5割軽減の基準額が引き上げられ、軽減の対象基準額の幅が広がります。（ただし、未申告の方が世帯に一人でもいる場合、軽減が受けられないため注意してください。収入がない方も申告が必要です。）

国民健康保険税のおしらせは7月中旬に郵送します

平成28年中の所得に基づき、7月に平成29年度の国民健康保険税額を決定します。すでに送付されている仮算定額や仮徴収額を納付されている方につきましては、決定した保険税額から納付された金額を差し引いた残額を納めていただくことになります。

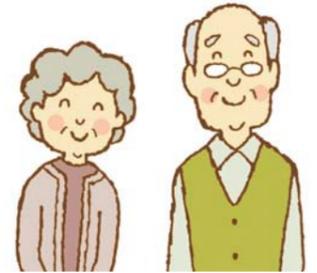
後期高齢者医療制度の保険料について

平成29年度の後期高齢者医療制度の保険料率は以下のとおりです。

保険料の算出方法

- ①所得割額（被保険者の総所得金額等 - 33万円） × 7.85%
- ②均等割額 39,500円
- ① + ② = 年間保険料（賦課限度額 57万円）

※後期高齢者医療制度についても改正があります。詳しくは左ページをご覧ください。



後期高齢者医療保険料のおしらせは8月中旬に郵送します

平成28年中の所得に基づき、8月に平成29年度の後期高齢者医療保険料を決定します。4月、6月、8月の年金から今年度の保険料をすでに納付している方は、決定した額から納めた額を差し引いた、残りの額を納めていただきます。